

# 平成 27 年 4月定例教育委員会

平成 27 年 4 月 16 日 (木)  
午前 10 時 00 分  
宮代町役場 204 会議室

## 1. 出席者確認

2. 開会の挨拶 教育委員長

3. 挨拶並びに概要説明 教育長

4. 開会の宣言 教育委員長  
※資料の確認

## 5. 報告事項

(1) 平成 27 年度教育委員会事務局組織等について

ア 平成 27 年度教育推進課内職員配置 . . . . . P 1

イ 平成 27 年度宮代町教育関係組織一覧 . . . . . P 2

(2) 平成 27 年 3 月議会における議案及び採決結果一覧 . . . . . P 3

(3) 学校教育関係

ア 5 月の行事予定について . . . . . P 5

(4) 生涯学習関係

ア 5 月の事業予定について . . . . . P 6

## 6. 審議案件

議案第 10 号 宮代町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則 . . . P 7

議案第 11 号 宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の  
一部を改正する規則 . . . . . P16

議案第 12 号 宮代町教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令 . . . P21

議案第 13 号 宮代町立小・中学校におけるセクシャルハラスメントの  
防止等に関する要綱の一部を改正する訓令 . . . . . P43

議案第 14 号 宮代町就学支援委員会委員の承認について . . . . . P46

議案第 15 号 宮代町立小・中学校への研究委嘱について . . . . . P49

議案第 16 号 宮代町立小・中学校司書教諭の発令について . . . . . P51

議案第 17 号 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会委員の委嘱について . P53

## 7. その他

8. 次回教育委員会について

◎ 日 時 平成27年5月 日(木) 午前 時 分

◎ 会 場

9. 前回会議録の承認並びに署名

10. 閉会宣言

教育委員長

# (1) 平成27年度教育委員会事務局組織等について

## ア 平成27年度教育推進課内職員配置（下線部変更・異動箇所）

○課長	渡邊 和夫
・ <u>副課長</u> （兼学校給食センター所長）	井上 正己
主査	石井 栄
主任	元井 真知子
(学校用務員)	
前原中学校	元岡 操
・ <u>副課長</u>	山口 隆夫
指導主事	小山 裕之
指導主事	<u>塚越 健一</u>
主査	星野 靖史
主査	荒川俊二郎
・ <u>生涯学習室長</u> （兼公民館長、郷土資料館長）	佐藤 賢治
(生涯学習担当)	
主査	<u>新井 庸一</u>
主査	小林 知弘
主査	<u>田中 啓之</u>
主任	長谷川 千秋
(スポーツ振興担当)	
主査	<u>小川 雅也</u>
主任	細井 学
(郷土資料館担当)	
主査	河井 伸一
主任	小林 絹三
主任	横内 美穂

イ 平成27年度宮代町教育関係組織一覧〔平成27年4月6日現在〕

◎小中学校一覧

須賀小学校	宮代町大字須賀1425-1	TEL33-1325	児童数 417	学級数 14
	校長 相良三喜男 / 教頭 岡安茂雄			
百間小学校	宮代町字西原261	TEL32-0157	児童数 390	学級数 14
	校長 毛塚 悟 / 教頭 岡田 浩			
東小学校	宮代町百間5-8-48	TEL32-0214	児童数 277	学級数 13
	校長 白石 薫 / 教頭 嶺 慎二郎			
笠原小学校	宮代町字百間1105	TEL34-8480	児童数 346	学級数 14
	校長 大塚健嗣 / 教頭 白石 昌孝			
須賀中学校	宮代町大字須賀1426-1	TEL33-1326	生徒数 234	学級数 9
	校長 下川 孝広 / 教頭 金子 久郎			
百間中学校	宮代町宮代3-7-38	TEL32-0142	生徒数 300	学級数 10
	校長 小島久和 / 教頭 小林 孝之			
前原中学校	宮代町字中461	TEL34-0631	生徒数 244	学級数 10
	校長 瀬田 浩 / 教頭 増田雅行			

◎教育施設・関係機関電話番号一覧

須賀小学校	TEL0480-33-1325	学校給食センター	32-5711
百間小学校	32-0157	宮代高等学校	32-4388
東小学校	32-0214	宮代特別支援学校	35-2432
笠原小学校	34-8480	日本工業大学	34-4111
須賀中学校	33-1326	宮代幼稚園	32-3640
百間中学校	32-0142	宮代須賀幼稚園	34-5265
前原中学校	34-0631	宝光寺幼稚園	32-3833
和戸公民館		姫宮成就院幼稚園	32-4599
百間公民館		杉戸警察署	33-0110
川端公民館		宮代消防署	34-0119
須賀中さわやか相談室	33-4500	学童保育(須賀小)	32-8208
百間中さわやか相談室	32-7900	学童保育(百間小)	33-8740
前原中さわやか相談室	33-2500	学童保育(東小)	33-8680
総合運動公園	32-1543	学童保育(笠原小)	33-8744
町立図書館	34-9944	埼玉県教育局	048-824-2111
郷土資料館	34-8882	東部教育事務所	048-737-2727

## (2) 平成27年3月宮代町議会定例会関係

### ア 平成27年3月議会における議案及び採決結果一覧

(注) 議決結果 ◎：全員賛成にて可決 ○：賛成多数にて可決 ×：反対多数にて否決

議案 番号	議 案 名	議決 結果	賛否 状況
議 案 第 2 号	町長及び副町長の給与の特例に関する条例について	◎	全員
議 案 第 3 号	教育委員会教育長の給与の特例に関する条例について	◎	全員
議 案 第 4 号	宮代町廃棄物処理検討委員会条例について	◎	全員
議 案 第 5 号	宮代町子育てひろば設置及び管理に関する条例について	◎	全員
議 案 第 6 号	宮代町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について	◎	全員
議 案 第 7 号	宮代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例について	◎	全員
議 案 第 8 号	宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	○	11-2
議 案 第 9 号	宮代町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について	○	11-2
議 案 第 10 号	宮代町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について	○	11-2
議 案 第 11 号	宮代町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について	◎	全員
議 案 第 12 号	宮代町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	◎	全員
議 案 第 13 号	宮代町行政手続条例の一部を改正する条例について	◎	全員
議 案 第 14 号	宮代町介護保険条例の一部を改正する条例について	○	10-3
議 案 第 15 号	宮代町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	◎	全員
議 案 第 16 号	宮代町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	◎	全員
議 案 第 17 号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて（関永一徳氏の選任継続）	◎	全員

議案 番号	議 案 名	議決 結果	賛否 状況
議 案 第 18 号	平成 2 6 年度宮代町一般会計補正予算（第 5 号）について	◎	全員
議 案 第 19 号	平成 2 6 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	◎	全員
議 案 第 20 号	平成 2 6 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について	○	10-2
議 案 第 21 号	平成 2 6 年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	◎	全員
議 案 第 22 号	平成 2 6 年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について	◎	全員
議 案 第 23 号	平成 2 6 年度宮代町水道事業会計補正予算（第 3 号）について	◎	全員
議 案 第 24 号	平成 2 7 年度宮代町一般会計予算について	×	6-7
議 案 第 25 号	平成 2 7 年度宮代町国民健康保険特別会計予算について	○	11-2
議 案 第 26 号	平成 2 7 年度宮代町介護保険特別会計予算について	○	10-3
議 案 第 27 号	平成 2 7 年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について	○	11-2
議 案 第 28 号	平成 2 7 年度宮代町公共下水道事業特別会計予算について	○	11-2
議 案 第 29 号	平成 2 7 年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算について	◎	全員
議 案 第 30 号	平成 2 7 年度宮代町水道事業会計予算について	○	11-2
議 案 第 31 号	宮代町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	◎	全員
議 案 第 32 号	平成 2 6 年度宮代町一般会計補正予算（第 6 号）について	◎	全員
議 案 第 33 号	平成 2 7 年度宮代町一般会計予算について（修正再提案）	○	11-2
議員提 案第 1 号	宮代町議会委員会条例の一部を改正する条例について	◎	全員

(注) 1 議案第 18 号から 23 号については、3 月 9 日先議にて採決（金子議員欠席）

2 議案第 25 号から 29 号号については、一般会計予算可決成立前（繰出金根拠不成立の状況）であったが、一般会計予算の採決の是非に関わらず、町民生活に停滞を生じさせないため個々の予算の成立を優先する扱いとされた。

### (3) 学校教育関係

#### ア 5月の主な行事関係(小・中学校)

- 1日(金) 開校記念日(笠原小・百間中)
- 7日(木) 町教育研究会総会・須賀小(家庭訪問～15日)
- 8日(金) プール掃除(百間小)・ふじまつり(笠原小)
- 11日(月) あいさつ運動(全小学校・須賀中)  
個人面談(笠原小～15日) 教育実習開始(笠原小 ～6/5)
- 12日(火) 教科等指導員委嘱式(町教委)・1年生学習参観(百間小)  
学校公開・PTA総会・部活動保護者会(須賀中)  
・1年生校外学習(百間中)
- 13日(水) 環境教育担当者会議(町教委)・かしの木グループ会議、  
PTA総会(百間小)・あいさつ運動(百間中)
- 14日(木) 教育長学校訪問1
- 15日(金) 教育長学校訪問2・開校記念日(百間小)  
・PTA総会(東小・百間中) サイバー犯罪防止教室(東小)  
・中間試験(須賀中)
- 17日(日) 修学旅行(百間中～19日)
- 18日(月) 心肺蘇生法研修会(百間小)  
・教育実習開始(須賀・百間・東小～6月12日)  
・大会壮行会(須賀中)
- 19日(火) PTA総会(笠原小)・中間テスト(前原中)
- 20日(水) 演劇鑑賞会(百間小)・硬筆競書会(笠原小)  
・あいさつ運動(百間中)
- 21日(木) 小中連絡会(百間中)
- 22日(金) 引渡し訓練(百間小)・PTA総会(東小)・通信陸上(全中学校)  
・教育実習開始(前原中～6月12日)  
生徒総会(前原中)
- 25日(月) オープン参観・引渡し訓練(須賀小)・硬筆競書会(百間小)  
プール掃除(東小)・不審者対応避難訓練(笠原小)
- 26日(火) プール掃除(笠原小) 大会壮行会(百間中)・大会激励会(前原中)
- 27日(水) 硬筆競書会(須賀小)・学校総合体育大会1日目(全中学校)
- 28日(木) 小学校陸上競技大会(全小学校)  
・学校総合体育大会2日目(全中学校)
- 29日(金) 交通安全教室(百間小)

## (4) 生涯学習関係

### ア. 5月の事業予定(教育委員会主催事業)

日 時	内 容	場 所
9日(土) 16日(土) 15:00~17:00	<p><b>チャレンジ(全15回)</b></p> <p>第2回 器械体操 第3回 野球</p> <p>■多くのスポーツ種目の楽しさと基本動作を知ることにより、自分に合った興味の持てるスポーツに出会うことを目的として実施する。</p> <p>●対象：小学3・4年生</p>	ぐるる宮代 剣道場 ソフトボール場
16日(土) 14:00~16:00	<p><b>スポーツフィールド(第1回/全10回)</b></p> <p>■運動実施率が低い30~40才代を主なターゲットとし、指定日時に来館すれば、一人でも楽しく運動できる機会を提供する。</p> <p>●内容：さいかつぼーる等</p> <p>●対象：小学生以上</p>	ぐるる宮代 サブアリーナ
19日(火) 10:00~12:00	<p><b>みやしろ大学(第2回/全8回)</b></p> <p>■高齢者の生きがいを高め、健康を増進し、豊かな地域づくりに資する人材を育成することを目的に実施する。</p> <p>●内容：野田市方面ウォーキング</p> <p>●対象：みやしろ大学受講生</p>	野田市方面
23日(土) 10:00~12:00	<p><b>あそびと運動 トライ/春季(第1回/全5回)</b></p> <p>■スポーツ推進委員の指導の下、体を動かす基本動作(球等を使ったコーディネーショントレーニング)を行い、参加者の運動能力向上を目指す。</p> <p>●対象：小学1・2年生</p>	ぐるる宮代 サブアリーナ
5月16日(土) ~7月12日(日)	<p><b>東部地区文化財担当者会巡回展「埼玉の水塚」</b></p> <p>■内容：埼玉県東部の15市町の文化財担当者会の専門部会を中心に平成18年度から24年度にわたり調査・研究を行った「埼玉の水塚」の成果を巡回展で発表するもの。▼水塚(みずか)とは、「水害に対する備えとして設けられた避難用施設」で、区域内に1,220基を越える水塚を確認。町内では和戸から西条原にかけてと中島から宮東にかけて16基を確認することができた。水塚の分布や歴史、水害や地震などの災害に対する多くのヒントを得ることができるものである。</p>	郷土資料館



議案第10号

宮代町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町教育委員会事務局組織規則の一部を改正することについて議決を求める。

平成27年4月16日提出

宮代町教育委員会  
教育長 吉羽 秀男

提 案 理 由

宮代町組織改正に伴い関係規定を整備するため、この案を提出するものである。

宮代町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

宮代町教育委員会委員長

## 宮代町教委規則第 号

### 宮代町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

宮代町教育委員会事務局組織規則（平成6年教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第65号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第1項第2号中「主席室長」を「副課長」に改め、同条第2項第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第5条を次のように改める。

（職務）

第5条 課長は、教育長を補佐し、行政の一般方針及び重要な政策事項を決定するための総括的な審議を行うとともに、上司の命を受けて所管事務を統括及び掌理し、関係職員を指揮監督する。また、最重要事項などの担当事務については、関係職員とともに処理する。

2 副課長及び室長は、上司の命を受けて課長と連携し、所管事務を掌理して関係職員を指揮監督する。また、重要事項などの担当事務については、関係職員とともに処理する。

3 主幹は、上司の命を受けて担当事務を処理し、課長、副課長及び室長を補佐するとともに、関係職員を指導監督する。

4 館長及び所長は、上司の命を受けて所掌の事務を処理し、関係職員を指揮監督する。

5 指導主事は、上司の命を受けて法第19条第3項に規定する事務に従事する。

6 社会教育主事は、上司の命を受けて社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の3に規定する事務に従事する。

7 主査は、上司の命を受けて担当事務を処理し、副課長、室長及び主幹を補佐するとともに、関係職員を指導監督する。

8 主任は、上司の命を受けて担当事務を処理し、主査を補佐するとともに、関係職員を指導する。

9 主事は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

10 用務員、嘱託員及び学校用務補助員は、上司の命を受け、定型的事務又は労務に従事する。

第6条中「主席室長」を「副課長もしくは室長」に改める。

第7条中「室長」を「副課長もしくは室長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

宮代町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

(傍線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第1条 (略) (課の設置)</p> <p>第2条 (略) (教育推進課の分掌事務)</p> <p>第3条 教育推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会の会議に関する事。</p> <p>(2) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。</p> <p>(3) 学校の設置及び廃止に関する事。</p> <p>(4) 公印の保管に関する事。</p> <p>(5) 文書の收受、発送、整理保管に関する事。</p> <p>(6) 表彰、叙位叙勲に関する事。</p> <p>(7) 調査、記録、統計及び広報に関する事。</p> <p>(8) 入学準備金補助金及び奨学金に関する事。</p> <p><u>(9) 学校施設の財産の管理に関する事。</u></p> <p><u>(10) 学校施設の整備、維持及び管理に関する事。</u></p> <p><u>(11) 学校施設の設備及び備品の整備に関する事。</u></p> <p><u>(12) 学校給食に関する事。</u></p> <p><u>(13) 教育行政に関する相談に関する事。</u></p> <p><u>(14) 小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会に関する事。</u></p>	<p>第1条 (略) (課の設置)</p> <p>第2条 (略) (教育推進課の分掌事務)</p> <p>第3条 教育推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会の会議に関する事。</p> <p>(2) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。</p> <p>(3) 学校の設置及び廃止に関する事。</p> <p>(4) 公印の保管に関する事。</p> <p>(5) 文書の收受、発送、整理保管に関する事。</p> <p>(6) 表彰、叙位叙勲に関する事。</p> <p>(7) 調査、記録、統計及び広報に関する事。</p> <p>(8) 入学準備金補助金及び奨学金に関する事。</p> <p><u>(9) 幼稚園就園奨励費及び幼稚園振興助成金に関する事。</u></p> <p><u>(10) 学校施設の財産の管理に関する事。</u></p> <p><u>(11) 学校施設の整備、維持及び管理に関する事。</u></p> <p><u>(12) 学校施設の設備及び備品の整備に関する事。</u></p> <p><u>(13) 学校給食に関する事。</u></p> <p><u>(14) 教育行政に関する相談に関する事。</u></p> <p><u>(15) 小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会に関する事。</u></p>

- (15) 児童、生徒の就学及び転学に関する事。
- (16) 学齢簿の編製及び保管並びに学級編制に関する事。
- (17) 教材教具の整備に関する事。
- (18) 就学援助費に関する事。
- (19) 教科用図書の採択及び供給に関する事。
- (20) 県費負担教職員の人事及び服務に関する事。
- (21) 教職員の指導、助言及び研修に関する事。
- (22) 学校教育に関する指導及び助言に関する事。
- (23) 学校における人権教育の指導に関する事。
- (24) 教育相談及び就学支援委員会に関する事。
- (25) 体力向上推進委員会に関する事。
- (26) 児童、生徒及び教職員の健康管理及び安全等に関する事。
- (27) 学校の環境衛生に関する事。
- (28) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (29) 教職員の福利厚生に関する事。
- (30) 学校用務員、学校用務補助員に関する事。
- (31) 社会教育事業の企画、運営に関する事。
- (32) 社会教育関係委員会の会議に関する事。
- (33) 社会教育関係団体の指導育成に関する事。
- (34) 文化団体及び文化活動に関する事。
- (35) 人権教育に関する事。
- (36) 家庭教育学級に関する事。
- (37) 青少年対策に関する事。
- (38) 青少年教育、女性教育及び成人・高齢者教育等生涯学習に関する事。

- (16) 児童、生徒の就学及び転学に関する事。
- (17) 学齢簿の編製及び保管並びに学級編制に関する事。
- (18) 教材教具の整備に関する事。
- (19) 就学援助費に関する事。
- (20) 教科用図書の採択及び供給に関する事。
- (21) 県費負担教職員の人事及び服務に関する事。
- (22) 教職員の指導、助言及び研修に関する事。
- (23) 学校教育に関する指導及び助言に関する事。
- (24) 学校における人権教育の指導に関する事。
- (25) 教育相談及び就学支援委員会に関する事。
- (26) 体力向上推進委員会に関する事。
- (27) 児童、生徒及び教職員の健康管理及び安全等に関する事。
- (28) 学校の環境衛生に関する事。
- (29) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (30) 教職員の福利厚生に関する事。
- (31) 学校用務員、学校用務補助員に関する事。
- (32) 社会教育事業の企画、運営に関する事。
- (33) 社会教育関係委員会の会議に関する事。
- (34) 社会教育関係団体の指導育成に関する事。
- (35) 文化団体及び文化活動に関する事。
- (36) 人権教育に関する事。
- (37) 家庭教育学級に関する事。
- (38) 青少年対策に関する事。
- (39) 青少年教育、女性教育及び成人・高齢者教育等生涯学習に関する事。

- ( 3 9 ) 青少年健全育成推進委員会に関する事。
- ( 4 0 ) 視聴覚教育に関する事。
- ( 4 1 ) 公民館施設設備の管理に関する事。
- ( 4 2 ) 公民館の活用及び利用者会議に関する事。
- ( 4 3 ) 郷土資料館の維持管理に関する事。
- ( 4 4 ) 資料の調査研究、収集・整理・保存、展示及び活動に関する事。
- ( 4 5 ) 文化財の調査、保護、管理及び保存活用に関する事。
- ( 4 6 ) 文化財保護委員会に関する事。
- ( 4 7 ) 町史資料の調査、収集及び町史編さんに関する事。
- ( 4 8 ) 社会体育の調査研究及び企画に関する事。
- ( 4 9 ) 社会体育団体及び指導者育成に関する事。
- ( 5 0 ) 社会体育事業の企画及び運営に関する事。
- ( 5 1 ) 社会体育及びレクリエーションの普及振興に関する事。
- ( 5 2 ) スポーツ推進委員に関する事。
- ( 5 3 ) 社会体育施設の管理に関する事。
- ( 5 4 ) 社会体育施設の活用及び利用者会議に関する事。
- ( 5 5 ) 学校体育施設の開放及び利用者会議に関する事。
- ( 5 6 ) 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事。
- ( 5 7 ) 貸出、読書案内、調査相談に関する事。
- ( 5 8 ) 他の図書館、公的機関との連絡・協力・相互貸借に関する事。
- ( 5 9 ) 移動図書館の運営に関する事。
- ( 6 0 ) 各種事業の主催及び奨励に関する事。

- ( 4 0 ) 青少年健全育成推進委員会に関する事。
- ( 4 1 ) 視聴覚教育に関する事。
- ( 4 2 ) 公民館施設設備の管理に関する事。
- ( 4 3 ) 公民館の活用及び利用者会議に関する事。
- ( 4 4 ) 郷土資料館の維持管理に関する事。
- ( 4 5 ) 資料の調査研究、収集・整理・保存、展示及び活動に関する事。
- ( 4 6 ) 文化財の調査、保護、管理及び保存活用に関する事。
- ( 4 7 ) 文化財保護委員会に関する事。
- ( 4 8 ) 町史資料の調査、収集及び町史編さんに関する事。
- ( 4 9 ) 社会体育の調査研究及び企画に関する事。
- ( 5 0 ) 社会体育団体及び指導者育成に関する事。
- ( 5 1 ) 社会体育事業の企画及び運営に関する事。
- ( 5 2 ) 社会体育及びレクリエーションの普及振興に関する事。
- ( 5 3 ) スポーツ推進委員に関する事。
- ( 5 4 ) 社会体育施設の管理に関する事。
- ( 5 5 ) 社会体育施設の活用及び利用者会議に関する事。
- ( 5 6 ) 学校体育施設の開放及び利用者会議に関する事。
- ( 5 7 ) 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事。
- ( 5 8 ) 貸出、読書案内、調査相談に関する事。
- ( 5 9 ) 他の図書館、公的機関との連絡・協力・相互貸借に関する事。
- ( 6 0 ) 移動図書館の運営に関する事。
- ( 6 1 ) 各種事業の主催及び奨励に関する事。

(61) 図書館協議会に関すること。

(62) 課の予算に関すること。

(63) 課の事務の統計に関すること。

(64) その他課の庶務に関すること。

(職の設置)

第4条 事務局に、法令に特別の定めがあるもののほか、次の職を置く。

(1) 課長

(2) 副課長

(3) 室長

(4) 館長

(5) 主幹

(6) 所長

(7) 主査

(8) 主任

(9) 主事

(10) 用務員

2 前項に規定する職のほか、次の職を置くことができる。

(1) 指導主事

(2) 社会教育主事

(3) 嘱託員

(4) 学校用務補助員

(職務)

第5条 課長は、教育長を補佐し、行政の一般方針及び重要な政策事項を決定するための総括的な審議を行うとともに、上司の命を受けて所管事務を統括及び掌理し、関

(62) 図書館協議会に関すること。

(63) 課の予算に関すること。

(64) 課の事務の統計に関すること。

(65) その他課の庶務に関すること。

(職の設置)

第4条 事務局に、法令に特別の定めがあるもののほか、次の職を置く。

(1) 課長

(2) 主席室長

(3) 室長

(4) 館長

(5) 主幹

(6) 所長

(7) 主査

(8) 主任

(9) 主事

(10) 用務員

2 前項に規定する職のほか、次の職を置くことができる。

(1) 指導主事

(2) 社会教育主事

(3) 主事補

(4) 嘱託員

(5) 学校用務補助員

(職務)

第5条 課長は、教育長を補佐し、行政の一般方針及び重要な政策事項を決定するための総括的な審議を行うとともに、上司の命を受け、特に指定された事務及び事務局

係職員を指揮監督する。また、最重要事項などの担仕事務については、関係職員とともに処理する。

2 副課長及び室長は、上司の命を受けて課長と連携し、所管事務を掌理して関係職員を指揮監督する。また、最重要事項などの担仕事務については、関係職員とともに処理する。

3 主幹は、上司の命を受けて担仕事務を処理し、課長、副課長及び室長を補佐するとともに、関係職員を指導監督する。

4 館長及び所長は、上司の命を受けて所管の事務を処理し、関係職員を指揮監督する。

5 指導主事は、上司の命を受けて法第19条第3項に規定する事務に従事する。

6 社会教育主事は、上司の命を受けて社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の3に規定する事務に従事する。

7 主査は、上司の命を受けて担仕事務を処理し、副課長、室長及び主幹を補佐するとともに、関係職員を指導監督する。

8 主任は、上司の命を受けて担仕事務を処理し、主査を補佐するとともに、関係職員を指導する。

9 主事は、上司の命を受けて担仕事務を処理する。

10 用務員、嘱託員及び学校用務補助員は、上司の命を受け、定型的事務又は労務に従事する。

（教育長職務代理）

の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

2 主席室長は、上司の命を受け、特に指定された事務及び所管する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

3 室長及び館長は、上司の命を受け、所管する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

4 主幹は、上司の命を受け、特に指定された事務を掌理し、その事務を処理するため、担当の職員を指揮監督する。

5 所長は、上司の命を受け、所の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

6 指導主事は、上司の命を受け、法第19条第3項に規定する事務に従事する。

7 社会教育主事は、上司の命を受け、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の3に規定する事務に従事する。

8 主査は、上司の命を受け、指定された事務を処理し、その事務を処理にすため、担当の職員を指揮監督する。

9 主任は、上司の命を受け、事務で相当困難なものに従事する。

10 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

11 主事補は、上司の命を受け、事務を補助する。

12 用務員、嘱託員及び学校用務補助員は、上司の命を受け、定型的事務又は労務に従事する。

（教育長職務代理）



第6条 法第20条第2項の規定に基づく教育長の職務代理者は、課長（欠けたときは副課長もしくは室長）の職にある者とする。ただし、主席室長が2人置かれている場合においては、あらかじめ教育長が指定した当該順序によるものとする。

（事務の代決）

第7条 教育長不在のときは、当該事項を所管する課長（欠けたときは当該事項を所管する副課長もしくは室長）がその事務を代決する。

2 前項の規定により代決した事務については、上司の帰庁後直ちに報告しなければならない。

（代行の制限）

第8条 （略）

第6条 法第20条第2項の規定に基づく教育長の職務代理者は、課長（欠けたときは主席室長）の職にある者とする。ただし、主席室長が2人置かれている場合においては、あらかじめ教育長が指定した当該順序によるものとする。

（事務の代決）

第7条 教育長不在のときは、当該事項を所管する課長（欠けたときは当該事項を所管する室長）がその事務を代決する。

2 前項の規定により代決した事務については、上司の帰庁後直ちに報告しなければならない。

（代行の制限）

第8条 （略）

議案第11号

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則につき議決を求めることについて  
別紙のとおり宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正することについて議決を求める。

平成27年4月16日提出

宮代町教育委員会  
教育長 吉羽 秀男

提 案 理 由

宮代町組織改正に伴い関係規定を整備するため、この案を提出するものである。

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

宮代町教育委員会委員長

宮代町教委規則第 号

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成7年宮代町教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第23号を削り、第24号を第23号とし、第27号から第25号までを以下1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成27年4月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

宮代町教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げるもの及び法律に特別の定めのあるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 町教育行政の基本方針を決定すること。</p> <p>(2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。</p> <p>(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。</p> <p>(4) 教育委員会規則及び訓令の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>(5) 教育委員会告示を行うこと。</p> <p>(6) 教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織等に関し、協議を行うこと。</p> <p>(7) 教育委員会の所管に属する職員の任免を行うこと。</p> <p>(8) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他進退について内申すること。</p> <p>(9) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。</p> <p>(10) 前2号に定めるもののほか、県費負担教職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。</p> <p>(11) 教育関係職員の研修の一般方針を定めること。</p> <p>(12) 教育委員会の附属機関の委員等の委嘱、任免を行うこと。</p> <p>(13) 教育委員会の附属機関に対し諮問を行うこと。</p>	<p>第1条</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げるもの及び法律に特別の定めのあるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1) 町教育行政の基本方針を決定すること。</p> <p>(2) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。</p> <p>(3) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。</p> <p>(4) 教育委員会規則及び訓令の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>(5) 教育委員会告示を行うこと。</p> <p>(6) 教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織等に関し、協議を行うこと。</p> <p>(7) 教育委員会の所管に属する職員の任免を行うこと。</p> <p>(8) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長の任免その他進退について内申すること。</p> <p>(9) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。</p> <p>(10) 前2号に定めるもののほか、県費負担教職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。</p> <p>(11) 教育関係職員の研修の一般方針を定めること。</p> <p>(12) 教育委員会の附属機関の委員等の委嘱、任免を行うこと。</p> <p>(13) 教育委員会の附属機関に対し諮問を行うこと。</p>

- (14) 教育委員会表彰を行うこと。
- (15) 学校その他の教育機関の敷地を選定すること。
- (16) 1件200万円以上の教育財産の取得を申し出ること。
- (17) 1件200万円以上の教育行政の主な工事についての基本計画を策定すること。
- (18) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、またこれを変更すること。
- (19) 教科書図書の採択を行うこと。
- (20) 学齢児童生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学及び転学に関する事務を行うこと。ただし、就学すべき学校の指定に関する事務を除く。
- (21) 小学校等に就学させるべき者の健康診断の実施及び治療の勧告、保健上必要な助言の措置を行うこと。
- (22) 就学困難な児童及び生徒に係わる就学奨励について、国の補助を受けるべき児童又は生徒の保護者を認定すること。

(23) 学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する経費をいう。）を定めること。

(24) 宮代町文化財保護条例（平成18年宮代町条例第11号）に基づく文化財の指定及び解除等を行うこと。

(25) 教育委員会の所管及び教育委員会の附属する機関の開催する催物の主催、共催、後援を行うこと。

(26) 前各号に掲げるもののほか、教育長に委任することが適当でないと認められる事務を行うこと。

第3条から第5条 （略）

- (14) 教育委員会表彰を行うこと。
- (15) 学校その他の教育機関の敷地を選定すること。
- (16) 1件200万円以上の教育財産の取得を申し出ること。
- (17) 1件200万円以上の教育行政の主な工事についての基本計画を策定すること。
- (18) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、またこれを変更すること。
- (19) 教科書図書の採択を行うこと。
- (20) 学齢児童生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学及び転学に関する事務を行うこと。ただし、就学すべき学校の指定に関する事務を除く。
- (21) 小学校等に就学させるべき者の健康診断の実施及び治療の勧告、保健上必要な助言の措置を行うこと。
- (22) 就学困難な児童及び生徒に係わる就学奨励について、国の補助を受けるべき児童又は生徒の保護者を認定すること。

(23) 幼稚園就園奨励について、国の補助を受けるべき幼児及び保護者を認定すること。

(24) 学校給食費（学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する経費をいう。）を定めること。

(25) 宮代町文化財保護条例（平成18年宮代町条例第11号）に基づく文化財の指定及び解除等を行うこと。

(26) 教育委員会の所管及び教育委員会の附属する機関の開催する催物の主催、共催、後援を行うこと。

(27) 前各号に掲げるもののほか、教育長に委任することが適当でないと認められる事務を行うこと。

第3条から第5条 （略）

議案第12号

宮代町教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について

別紙のとおり、宮代町教育委員会事務専決規程(平成14年宮代町教委訓令第1号)の一部を改正する訓令を別紙のとおり提出する。

平成27年4月16日提出

宮代町教育委員会  
教育長 吉羽 秀男

提 案 理 由

宮代町組織改正に伴い関係規定を整備するため、この案を提出するものである。

宮代町教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 月 日

宮代町教育委員会委員長



宮代町教委訓令第 号

宮代町教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

宮代町教育委員会事務専決規程（平成14年宮代町教委訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号から第10号までを次のように改める。

- (6) 副課長 組織規則第4条第1項に規定する副課長をいう。
- (7) 室長 組織規則第4条第1項に規定する室長及び館長をいう。
- (8) 主幹 組織規則第4条第1項に規定する主幹及び所長をいう。
- (9) 主査 組織規則第4条第1項に規定する主査をいう。
- (10) 不在 専決権者が出張、休暇その他の理由により専決できない状態にあることをいう。

第7条第1項の表を次のように改める。

専決権者	代決権者
教育長	課長
課長	当該事務を所管する副課長又は室長
室長	主幹

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

共通決裁事項

項目	専決権者		
	副課長 又は室長	課長	教育長
宮代町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和30年宮代町教委規則第3号）第1条各号に掲げる事項以外の事項に関する事。			○
職員の職務に専念する義務の免除に関する事。	担当職員	副課長 又は室長	課長
職員の出張及び休暇に関する事。	担当職員	副課長 又は室長	課長
特殊勤務、時間外勤務及び休日勤務に関する事。	担当職員	副課長 又は室長	課長
週休日の振替及び休日の代休日の指定並びに4時間の勤	担当職員	副課長	課長

務時間の割振り変更を行うこと。		又は室長	
報告書、届出書、申請書等の受理、経由及び進達に関すること。(室長所管分を除く。)		定例的なもの	重要なもの
報告書、届出書、申請書等の受理、経由及び進達に関すること。(室長所管分に限る。)	軽微なもの	定例的なもの	重要なもの
申請、証明、調査、照会、回答、報告及び通知に関すること。(室長所管分を除く。)		定例的なもの	特に重要なもの
申請、証明、調査、照会、回答、報告及び通知に関すること。(室長所管分に限る。)	軽微なもの	定例的なもの	重要なもの
法令に基づく各種許可書、登録証の交付及び返納に関すること。(室長所管分を除く。)		定例的なもの	重要なもの
法令に基づく各種許可書、登録証の交付及び返納に関すること。(室長所管分に限る。)	軽微なもの	定例的なもの	重要なもの
定例事項の告示、公示及び公告に関すること。		定例的なもの	重要なもの
嘱託登記に関すること。		定例的なもの	重要なもの
嘱託された書類の送達及び公告に関すること。		○	
公簿等の閲覧及び謄抄本の交付に関すること。		○	
担当職員の事務分担に関すること。		○	
所管に係る事業の立案、調査、啓発及び指導に関すること。		○	
所管事務に係る各種資料の収集に関すること。		○	
所管事務に係る台帳等の整備及び保管に関すること。		○	
所管事務に係る境界査定に関すること。		○	
所管事務に係る土地の丈量、分筆及び合筆測量に関すること。		○	

所管の公有財産の一時使用許可に関する事。		○	
所管の施設及び物品等の使用に関する事。		○	
所管に係る軽易な会議の開催に関する事。		○	
所管に係る工事の指導及び監督に関する事。		○	
所管に係る工事の工事検査に関する事。 (工事検査室が所管する工事検査を除く。)		○	

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

個別決裁事項

1 教育推進課

項目	専決権者		
	副課長又は 室長	課長	教育長
公印の保管及び使用に関する事。		○	
文書、物件の收受、発送及び配布並びに完結文書の保管に関する事。		○	
職員の勤務状況に関する事。		○	
職員の身分、異動等に関する事。		○	
事務用品及び消耗品等の購入、保管及び払い出しに関する事。		○	
広報の編集に関する事。		○	
学校給食の施設に関する事。		定例的なもの	重要なもの
学校給食の業務運営に関する事。		定例的なもの	重要なもの
児童、生徒の就学及び転学に関する事。		○	
児童、生徒の管内旅行及び宿泊を要しない管外旅行の承認に関する事。		○	
学校行事の承認に関する事。		○	
授業日、休業日の振替承認に関する事。		○	
教材使用届の受理及び準教科書使用の承認に関する事。		○	
学校職員の服務に関する届出及び報告に関する事。		一般教職員	校長・教頭

県費負担教職員の身元照会及び回答に関する こと。			○
県費負担教職員の住所変更届出に関する こと。		○	
学校訪問、教育指導及び研修に関する こと。		○	
児童の寄生虫駆除の実施に関する こと。		○	
学校教育研究団体との連絡に関する こと。		○	
学校保健に関する指導及び助言に関 すること。		○	
学校保健行事の企画実施に関する こと。		定例的 なもの	重要なもの
学校保健団体の連絡調整に関する こと。		定例的 なもの	重要なもの
学校における人権教育の指導に関 すること。		定例的 なもの	重要なもの
学校用務補助員の任用に関する こと。			○
社会教育に関する諸活動への指導 及び助言に関すること。	○		
社会教育の企画及び実施に関する こと。	軽微なもの	定例的 なもの	重要なもの
社会教育関係団体との連絡又は調 整に関すること。	○		
社会教育の資料の収集、作成及び 利用に関すること。	○		
社会教育所管備品の貸出し及び資 料の提供に関すること。	○		
社会教育に関する研修会又は研究 会等への指導者等の派遣に関する こと。	○		
歴史資料、文化財の収集及び保存 に関すること。	軽微なもの	定例的 なもの	重要なもの
資料館資料の利用に関する こと。	○		
文化財の調査に関する こと。	軽微なもの	定例的 なもの	重要なもの
文化財保護関係の団体及び機関 との連携、調整に関する こと。	○		
資料館行事の企画及び実施に関 すること。	軽微なもの	定例的 なもの	重要なもの
文化財保護、資料館及び町史編 さんに関する こと。	○		

研修会等への参加に関すること。			
社会体育に関する指導及び助言に関すること。	○		
社会体育行事の企画及び実施に関すること。	軽微なもの	定例的なもの	重要なもの
社会体育団体との連絡又は調整に関すること。	○		
社会体育に関する研修会又は研究会等への指導者の派遣に関すること。	○		
図書館の資料の選定及び廃棄に関すること。	○		
図書館施設、資料及び備品の利用に関すること。	○		
図書館関係団体との連絡に関すること。	○		
図書館行事の企画及び実施に関すること。	軽微なもの	定例的なもの	重要なもの
図書館の広報資料の収集に関すること。	○		

附 則

この訓令は、平成27年4月16日から施行し、平成27年4月1日以降分から適用する。

## 宮代町教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令新旧対照表

(傍線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 専決 教育委員会の権限に属する事務を常時教育委員会に代わって意思決定させることをいう。</p> <p>(2) 専決権者 前号の権限を有する者をいう。</p> <p>(3) 代決 専決権者が不在のときに、その権限に属する事務を臨時にその者に代わって意思決定させることをいう。</p> <p>(4) 代決権者 前号の権限を有する者をいう。</p> <p>(5) 課長 宮代町教育委員会事務局組織規則(平成6年宮代町教委規則第1号。以下「組織規則」という。)第4条第1項に規定する課長をいう。</p> <p><u>(6) 副課長 組織規則第4条第1項に規定する副課長をいう。</u></p> <p><u>(7) 室長 組織規則第4条第1項に規定する主席室長、室長及び館長をいう。</u></p> <p><u>(8) 主幹 組織規則第4条第1項に規定する主幹及び所長をいう。</u></p> <p><u>(9) 主査 組織規則第4条第1項に規定する主査をい</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 専決 教育委員会の権限に属する事務を常時教育委員会に代わって意思決定させることをいう。</p> <p>(2) 専決権者 前号の権限を有する者をいう。</p> <p>(3) 代決 専決権者が不在のときに、その権限に属する事務を臨時にその者に代わって意思決定させることをいう。</p> <p>(4) 代決権者 前号の権限を有する者をいう。</p> <p>(5) 課長 宮代町教育委員会事務局組織規則(平成6年宮代町教委規則第1号。以下「組織規則」という。)第4条第1項に規定する課長をいう。</p> <p><u>(6) 室長 組織規則第4条第1項に規定する主席室長、室長及び館長をいう。</u></p> <p><u>(7) 主幹 組織規則第4条第1項に規定する主幹及び所長をいう。</u></p> <p><u>(8) 主査 組織規則第4条第1項に規定する主査をい</u></p>

う。

(10) 不在 専決権者が出張、休暇その他の理由により専決ができない状態にあることをいう。

(専決等の順序)

第3条から第6条 (略)

(代決)

第7条 次の表の左欄に掲げる専決権者が不在であり、かつ、事務処理が急を要する場合にあっては、同表右欄に掲げる者が代決することができる。

【別記1 参照】

2 代決権者は、前項の規定により代決したときは、当該事項を代決した旨の表示をしておかなければならない。

(代決の報告)

第8条から第9条 (略)

別表第1 (第4条関係)

共通決裁事項

【別記2 参照】

別表第2 (第4条関係)

個別決裁事項

1 教育推進課

【別記3 参照】

う。

(9) 不在 専決権者が出張、休暇その他の理由により専決ができない状態にあることをいう。

(専決等の順序)

第3条から第6条 (略)

(代決)

第7条 次の表の左欄に掲げる専決権者が不在であり、かつ、事務処理が急を要する場合にあっては、同表右欄に掲げる者が代決することができる。

【別記1 参照】

2 代決権者は、前項の規定により代決したときは、当該事項を代決した旨の表示をしておかなければならない。

(代決の報告)

第8条から第9条 (略)

別表第1 (第4条関係)

共通決裁事項

【別記2 参照】

別表第2 (第4条関係)

個別決裁事項

1 教育推進課

【別記3 参照】

【別記1】

改 正 案

専決権者	代決権者
教育長	課長
課長	当該事務を所管する副課長及び室長
室長	主幹

現 行

専決権者	代決権者
教育長	課長
課長	当該事務を所管する _____ 室長
室長	主幹



【別記2】

改 正 案

項目	専決権者		
	<u>副課長又は 室長</u>	課長	教育長
宮代町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和30年宮代町教委規則第3号）第1条各号に掲げる事項以外の事項に関する事。			○
職員の職務に専念する義務の免除に関する事。	担当職員	<u>副課長 又は室長</u>	課長
職員の出張及び休暇に関する事。	担当職員	<u>副課長 又は室長</u>	課長
特殊勤務、時間外勤務及び休日勤務に関する事。	担当職員	<u>副課長 又は室長</u>	課長
週休日の振替及び休日の代休日の指定並びに4時間の勤務時間の割振り変更を行う事。	担当職員	<u>副課長 又は室長</u>	課長
報告書、届出書、申請書等の受理、経由及び進達に関する事。 <u>（室長所管分を除く。）</u>		<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>
報告書、届出書、申請書等の受理、経由及び進達に関する事。	<u>軽微なもの</u>	<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>

<u>(室長所管分に限る。)</u>			
申請、証明、調査、照会、回答、報告及び通知に関すること。 <u>(室長所管分を除く。)</u>		<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>
申請、証明、調査、照会、回答、報告及び通知に関すること。 <u>(室長所管分に限る。)</u>	<u>軽微なもの</u>	<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>
法令に基づく各種許可書、登録証の交付及び返納に関すること。 <u>(室長所管分を除く。)</u>		<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>
法令に基づく各種許可書、登録証の交付及び返納に関すること。 <u>(室長所管分に限る。)</u>	<u>軽微なもの</u>	<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>
定例事項の告示、公示及び公告に関すること。		<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>
嘱託登記に関すること。		<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>
嘱託された書類の送達及び公告に関すること。		<u>○</u>	
公簿等の閲覧及び謄抄本の交付に関すること。		<u>○</u>	
担当職員の事務分担に関すること。		<u>○</u>	
所管に係る事業の立案、調査、啓発及び指導に関すること。		<u>○</u>	
所管事務に係る各種資料の収集に関すること。		<u>○</u>	
所管事務に係る台帳等の整備及び保管に関すること。		<u>○</u>	
所管事務に係る境界査定に関すること。		<u>○</u>	

所管事務に係る土地の丈量、分筆及び合筆測量に関すること。		<u>○</u>	
所管の公有財産の一時使用許可に関すること。		<u>○</u>	
所管の施設及び物品等の使用に関すること。		<u>○</u>	
所管に係る軽易な会議の開催に関すること。		<u>○</u>	
所管に係る工事の指導及び監督に関すること。		<u>○</u>	
所管に係る工事の工事検査に関すること。（工事検査室が所管する工事検査を除く。）		<u>○</u>	

現 行

項目	専決権者		
	室長	課長	教育長
宮代町教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和30年宮代町教委規則第3号）第1条各号に掲げる事項以外の事項に関する事。			○
職員の職務に専念する義務の免除に関する事。	担当職員	<u>室長</u>	課長
職員の出張及び休暇に関する事。	担当職員	<u>室長</u>	課長
特殊勤務、時間外勤務及び休日勤務に関する事。	担当職員	<u>室長</u>	課長
週休日の振替及び休日の代休日の指定並びに4時間の勤務時間の割振り変更を行う事。	担当職員	<u>室長</u>	課長
報告書、届出書、申請書等の受理、経由及び進達に関する事。	<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>	特に重要なもの
申請、証明、調査、照会、回答、報告及び通知に関する事。	<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>	特に重要なもの
法令に基づく各種許可書、登録証の交付及び返納に関する事。	<u>○</u>		
定例事項の告示、公示及び公告に関する事。	<u>○</u>		
嘱託登記に関する事。	<u>○</u>		
嘱託された書類の送達及び公告に関する事。	<u>○</u>		
公簿等の閲覧及び謄抄本の交付に関する事。	<u>○</u>		

担当職員の事務分担に関する事。	<u>○</u>		
所管に係る事業の立案、調査、啓発及び指導に関する事。	<u>○</u>		
所管事務に係る各種資料の収集に関する事。	<u>○</u>		
所管事務に係る台帳等の整備及び保管に関する事。	<u>○</u>		
所管事務に係る境界査定に関する事。	<u>○</u>		
所管事務に係る土地の丈量、分筆及び合筆測量に関する事。	<u>○</u>		
所管の公有財産の一時使用許可に関する事。	<u>○</u>		
所管の施設及び物品等の使用に関する事。	<u>○</u>		
所管に係る軽易な会議の開催に関する事。	<u>○</u>		
所管に係る工事の指導及び監督に関する事。	<u>○</u>		
所管に係る工事の工事検査に関する事。（工事検査室が所管する工事検査を除く。）	<u>○</u>		

【別記3】

改 正 案

項目	専決権者		
	副課長又は室長	課長	教育長
公印の保管及び使用に関する事	<u>○</u>		
文書、物件の收受、発送及び配布並びに完結文書の保管に関する事	<u>○</u>		
職員の勤務状況に関する事	<u>○</u>		
職員の身分、異動等に関する事	<u>○</u>		
事務用品及び消耗品等の購入、保管及び払い出しに関する事	<u>○</u>		
広報の編集に関する事	<u>○</u>		
学校給食の施設に関する事		<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>
学校給食の業務運営に関する事		<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>
児童、生徒の就学及び転学に関する事		<u>○</u>	
児童、生徒の管内旅行及び宿泊を要しない管外旅行の承認に関する事		<u>○</u>	
学校行事の承認に関する事		<u>○</u>	
授業日、休業日の振替承認に関する事		<u>○</u>	

教材使用届の受理及び準教科書使用の承認に関する事。		<u>○</u>	
学校職員の服務に関する届出及び報告に関する事。		<u>一般教職員</u>	校長・教頭
県費負担教職員の身元照会及び回答に関する事。			○
県費負担教職員の住所変更届出に関する事。		<u>○</u>	
学校訪問、教育指導及び研修に関する事。		<u>○</u>	
児童の寄生虫駆除の実施に関する事。		<u>○</u>	
学校教育研究団体との連絡に関する事。		<u>○</u>	
学校保健に関する指導及び助言に関する事。		<u>○</u>	
学校保健行事の企画実施に関する事。		<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>
学校保健団体の連絡調整に関する事。		<u>○</u>	
学校における人権教育の指導に関する事。		<u>○</u>	
学校用務補助員の任用に関する事。			○
社会教育に関する諸活動への指導及び助言に関する事。	<u>○</u>		
社会教育の企画及び実施に関する事。	<u>軽微なもの</u>	<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>
社会教育関係団体との連絡又は調整に関する事。	<u>○</u>		
社会教育の資料の収集、作成及び利用に関する事。	<u>○</u>		
社会教育所管備品の貸出し及び資料の提供に関する事。	<u>○</u>		
社会教育に関する研修会又は研究会等への指導者等の派遣に関する事。	<u>○</u>		

こと。			
歴史資料、文化財の収集及び保存に関すること。	<u>軽微なもの</u>	<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>
資料館資料の利用に関すること。	<u>○</u>		
文化財の調査に関すること。	<u>軽微なもの</u>	<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>
文化財保護関係の団体及び機関との連携、調整に関すること。	<u>○</u>		
資料館行事の企画及び実施に関すること。	<u>軽微なもの</u>	<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>
文化財保護、資料館及び町史編さんに関する研修会等への参加に関すること。	<u>○</u>		
社会体育に関する指導及び助言に関すること。	<u>○</u>		
社会体育行事の企画及び実施に関すること。	<u>軽微なもの</u>	<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>
社会体育団体との連絡又は調整に関すること。	<u>○</u>		
社会体育に関する研修会又は研究会等への指導者の派遣に関すること。	<u>○</u>		
図書館の資料の選定及び廃棄に関すること。	<u>○</u>		
図書館施設、資料及び備品の利用に関すること。	<u>○</u>		
図書館関係団体との連絡に関すること。	<u>○</u>		
図書館行事の企画及び実施に関すること。	<u>軽微なもの</u>	<u>定例的なもの</u>	<u>重要なもの</u>
図書館の広報資料の収集に関すること。	<u>○</u>		



現 行

項目	専決権者		
	室長	課長	教育長
公印の保管及び使用に関する事	<u>○</u>		
文書、物件の収受、発送及び配布並びに完結文書の保管に関する事	<u>○</u>		
職員の勤務状況に関する事	<u>○</u>		
職員の身分、異動等に関する事	<u>○</u>		
事務用品及び消耗品等の購入、保管及び払い出しに関する事	<u>○</u>		
広報の編集に関する事	<u>○</u>		
学校給食の施設に関する事	<u>軽易なもの</u>	<u>重要なもの</u>	特に重要なもの
学校給食の業務運営に関する事	<u>軽易なもの</u>	<u>重要なもの</u>	特に重要なもの
児童、生徒の就学及び転学に関する事	<u>○</u>		
児童、生徒の管内旅行及び宿泊を要しない管外旅行の承認に関する事	<u>○</u>		
学校行事の承認に関する事	<u>○</u>		
授業日、休業日の振替承認に関する事	<u>○</u>		
教材使用届の受理及び準教科書使用の承認に関する事	<u>○</u>		

学校職員の服務に関する届出及び報告に関すること。	<u>一般教職員</u>		校長・教頭
県費負担教職員の身元照会及び回答に関すること。			○
県費負担教職員の住所変更届出に関すること。	○		
学校訪問、教育指導及び研修に関すること。	○		
児童の寄生虫駆除の実施に関すること。	○		
学校教育研究団体との連絡に関すること。	○		
学校保健に関する指導及び助言に関すること。	○		
学校保健行事の企画実施に関すること。	<u>軽易なもの</u>	<u>重要なもの</u>	特に重要なもの
学校保健団体の連絡調整に関すること。	○		
学校における人権教育の指導に関すること。	○		
学校用務補助員の任用に関すること。			○
社会教育に関する諸活動への指導及び助言に関すること。	○		
社会教育の企画及び実施に関すること。	<u>軽易なもの</u>	<u>重要なもの</u>	特に重要なもの
社会教育関係団体との連絡又は調整に関すること。	○		
社会教育の資料の収集、作成及び利用に関すること。	○		
社会教育所管備品の貸出し及び資料の提供に関すること。	○		
社会教育に関する研修会又は研究会等への指導者等の派遣に関する こと。	○		

歴史資料、文化財の収集及び保存に関すること。	<u>軽易なもの</u>	<u>重要なもの</u>	特に重要なもの
資料館資料の利用に関すること。	<u>○</u>		
文化財の調査に関すること。	<u>軽易なもの</u>	<u>重要なもの</u>	特に重要なもの
文化財保護関係の団体及び機関との連携、調整に関すること。	<u>○</u>		
資料館行事の企画及び実施に関すること。	<u>軽易なもの</u>	<u>重要なもの</u>	特に重要なもの
文化財保護、資料館及び町史編さんに関する研修会等への参加に関すること。	<u>○</u>		
社会体育に関する指導及び助言に関すること。	<u>○</u>		
社会体育行事の企画及び実施に関すること。	<u>軽易なもの</u>	<u>重要なもの</u>	特に重要なもの
社会体育団体との連絡又は調整に関すること。	<u>○</u>		
社会体育に関する研修会又は研究会等への指導者の派遣に関すること。	<u>○</u>		
図書館の資料の選定及び廃棄に関すること。	<u>○</u>		
図書館施設、資料及び備品の利用に関すること。	<u>○</u>		
図書館関係団体との連絡に関すること。	<u>○</u>		
図書館行事の企画及び実施に関すること。	<u>軽易なもの</u>	<u>重要なもの</u>	特に重要なもの
図書館の広報資料の収集に関すること。	<u>○</u>		

議案第13号

宮代町立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令について

別紙のとおり、宮代町立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱（平成16年宮代町教委訓令第1号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり提出する。

平成27年4月16日提出

宮代町教育委員会  
教育長 吉羽 秀男

提 案 理 由

宮代町組織改正に伴い関係規定を整備するため、この案を提出するものである。

宮代町立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する  
要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年 4月 日

宮代町教育委員会委員長

宮代町教委訓令第 号

宮代町立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令

宮代町立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱（平成16年宮代町教委訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項第1号中「教育推進課学校教育室長」を「教育推進課副課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月16日から施行する。

# 宮代町小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令新旧対照表

(傍線部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第4条 (略) (苦情相談への対応)</p> <p>第5条 校長は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が職員、児童・生徒、関係者からなされた場合に対応するため、校内に苦情相談を受ける相談員及び相談員からなる委員会(以下「相談員等」という。)を置き、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 教育委員会に総括相談員及び相談員を置く。 (1) 総括相談員は、<u>教育推進課副課長</u>をもって充てる。 (2)～(4) (略)</p> <p>第6条～第9条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略) (苦情相談への対応)</p> <p>第5条 校長は、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)が職員、児童・生徒、関係者からなされた場合に対応するため、校内に苦情相談を受ける相談員及び相談員からなる委員会(以下「相談員等」という。)を置き、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 教育委員会に総括相談員及び相談員を置く。 (1) 総括相談員は、<u>教育推進課学校教育室長</u>をもって充てる。 (2)～(4) (略)</p> <p>第6条～第9条 (略)</p>

## 議案第14号

宮代町就学支援委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

平成27年4月16日提出

宮代町教育委員会  
教育長 吉羽 秀男

### 提 案 理 由

別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱したいので、宮代町就学支援委員会条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は平成27年4月1日から平成28年3月31日とする。



宮代町就学支援委員会名簿

区 分	役 職 名	氏 名
委員（医師） 委員（教育経験者） 委員（見識を有するもの） 委員（見識を有するもの） 委員（見識を有するもの） 委員（福祉課職員）	宮代町医師会 宮代町教育相談員 宮代特別支援学校 春日部特別支援学校 臨床心理士 保育室長	鈴木 仁志 小島 明身 山内 明美 小澤紀美子 遠藤 典子 斉藤 久子
委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係） 委員（学校教育関係）	須賀小学校 校長 百間小学校 校長 東 小学校 校長 笠原小学校 校長 須賀中学校 校長 百間中学校 校長 前原中学校 校長	相良三喜男 毛塚 悟 白石 薫 大塚 健嗣 下川 孝広 小島 久和 瀬田 浩
委員（専門委員） 委員（専門委員） 委員（専門委員） 委員（専門委員） 委員（専門委員） 委員（専門委員） 委員（専門委員）	須賀小学校 教諭 百間中学校 教諭 東小学校 教諭 笠原小学校 教諭 須賀中学校 教諭 百間中学校 教諭 前原中学校 教諭	野平 早苗 鶴田美千代 高澤 七帆 正能久美子 越川恵美子 石川 清子 八木橋順子
幹 事	宮代町教育委員会教育推進課 学校教育担当 指導主事 定数は20名	塚越 健一

任期 平成27年4月1日～平成28年3月31日

【資料】 宮代町就学支援委員会条例（抜粋）

平成18年3月23日 条例第8号

（設置）

第1条 障害のある幼児、児童及び生徒（以下「障害児」という。）に対し、適正な就学に係る教育的支援を行うため、宮代町就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 就学支援委員会は、宮代町教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 障害児の障害の種類及び程度の判断に関すること。
- （2） 障害児の就学に係る教育的支援に関すること。

（組織）

第3条 就学支援委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 医師
- （2） 識見を有する者
- （3） 教育経験者
- （4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 就学支援委員会は、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

《以下、省略》

議案第15号

宮代町立小・中学校への研究委嘱につき議決を求めることについて  
別紙のとおり宮代町立小・中学校への研究委嘱することについて議決を求める。

平成27年4月16日提出

宮代町教育委員会

教育長 吉羽秀男

提 案 理 由

別紙のとおり宮代町立小・中学校へ研究委嘱をしたいので、宮代町立小・中学校研究委嘱要綱及び宮代町立小・中学校研究委嘱実施要項の規定により、この案を提出するものである。

平成27年度 学校研修課題一覧表

宮代町教育委員会

須賀小学校	生きる力をはぐくむ小中一貫教育 『人とのかかわりを大切にし、共によりよく生きようとする 子どもの育成』－算数科を通して－（2年次）
百間小学校	心豊かにたくましく生きる児童の育成 ～自らの考えを持ち、伝え合う力を高める指導の工夫～
東 小学校	「生きる力を身につけ、未来を拓く東の子の育成」 ～コミュニケーション能力を育む指導のあり方を求めて～ (外国語活動・英語教育を中心として)
笠原小学校	「ことばの学びを楽しみ、進んでコミュニケーションしよう とする児童の育成」 ～「聞くこと」・「話すこと」を大切にし、 コミュニケーションにつなげる授業の工夫～
須賀中学校	生きる力をはぐくむ小中一貫教育 「主体的な学びを高め、確かな学力の定着を図る研究」
百間中学校	「確かな学力を育む授業の創造」 ～言語活動の充実を目指して～
前原中学校	主体的に学び、自ら進んで活動する生徒の育成（2年次） ～意欲的に学ぶ言語活動の工夫～

議案第16号

宮代町立小・中学校司書教諭の発令につき議決を求めることについて  
別紙の者に宮代町立小・中学校司書教諭を発令することについて議決を求める。

平成27年4月16日提出

宮代町教育委員会

教育長 吉羽 秀男

提 案 理 由

別紙の者に宮代町立小・中学校司書教諭の発令をしたいので、宮代町立小・中学校管理規則第14条の2第3項の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立小・中学校司書教諭 発令名簿

司書発令期間 平成27年4月2日～平成28年3月31日

学 校 名	氏 名	発令の職名	司書教諭 経験年数
須賀小学校	富澤 孝子	司書教諭	10年
百間小学校	中村 智子	司書教諭	4年
東 小学校	岡田 正枝	司書教諭	10年
笠原小学校	斎藤 君恵	司書教諭	8年
須賀中学校	山西美由紀	司書教諭	9年
百間中学校	税所三代子	司書教諭	11年
前原中学校	田中 陽子	司書教諭	2年

議案第17号

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員の委嘱につき議決を求めることについて  
別紙の者を宮代町立小・中学校一貫教育推進委員に委嘱することについて議決を  
求める。

平成27年4月16日提出

宮代町教育委員会  
教育長 吉羽 秀男

提 案 理 由

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員の委嘱をしたいので、宮代町立小・中学校  
一貫教育推進委員会設置規則第3条の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会名簿

任期 平成27年5月1日～平成29年3月31日

**\*は平成27年4月1日～平成28年3月31日**

番号	職・職名	氏名	備考
1	公募による町民	富澤 鎮男	
2	公募による町民	小島 隆子	再任
3	公募による町民	浅倉 孝郎	再任
4	学校長	* 相良三喜男	須賀小学校
5	学校長	* 毛塚 悟	百間小学校
6	学校長	* 白石 薫	東小学校
7	学校長	* 大塚 健嗣	笠原小学校
8	学校長	* 下川 孝広	須賀中学校
9	学校長	* 小島 久和	百間中学校
10	学校長	* 瀬田 浩	前原中学校
11	保護者代表	*	須賀小学校
12	保護者代表	*	百間小学校
13	保護者代表	*	東小学校
14	保護者代表	* 団体推薦	笠原小学校
15	保護者代表	*	須賀中学校
16	保護者代表	*	百間中学校
17	保護者代表	*	前原中学校

事務局

- ・吉羽 秀男（教育長）
- ・山口 隆夫（副課長）
- ・小山 裕之（指導主事）
- ・塚越 健一（指導主事）



【資料】 宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会設置規則（抜粋）

平成15年10月1日 教委規則第7号

最終改正 平成24年6月21日教委規則第3号

（設置）

第1条 宮代町立小・中学校の一貫教育に関する施策を適正かつ円滑に実施するため、宮代町立小・中学校一貫教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について、助言や運営上の協力活動を行う。

- （1） 教育活動に関すること。
- （2） 児童生徒の交流に関すること。
- （3） 教職員の研修に関すること。
- （4） 施設の相互利用に関すること。
- （5） その他小・中学校の一貫教育に関すること。

（組織）

第3条 推進委員会は、次に掲げる者をもって組織し、教育委員会が任命する。

- （1） 公募による町民 3人
- （2） 宮代町立小・中学校長 7人
- （3） 宮代町立小・中学校保護者代表 7人

（任期）

第4条 推進委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

《以下、省略》